

＜② 1 9 2 例目：出雲市内＞

(エッグ・ジョイ出雲ドーム店関係)

令和 2 年 1 2 月 2 6 日

新型コロナウイルス感染症患者の確認について

次に、県内 1 9 2 例目の患者さんについてであります。

【患者について】

1. 最初に、患者さんについてであります。
2. 患者さんは、「出雲市在住」の方です。
年代、性別は本人の同意が得られておりませんので、公表は差し控えさせていただきます。
3. 患者さんは、「エッグ・ジョイ出雲ドーム店」の利用者の方です。
4. この患者さんは、「エッグ・ジョイ出雲ドーム店」の利用者に向けた呼びかけに対して、出雲保健所に相談があり、16日（水）に検査を実施したところ、この時は「陰性」でした。
なお、この時は症状はありませんでした。
5. その後、20日（日）に発熱や咳、倦怠感の症状があり、その後も症状が続いたことから、25日

(金)に医療機関を受診され、その医療機関で検査を実施したところ「陽性」が判明したところであり
ます。

6. 患者さんは、現在も、咳、倦怠感の症状は続いて
おりますが、「軽症」であります。

7. 患者さんは、昨日は自宅で待機していただき、本
日、感染症対策を講じた医療機関に入院されておら
れます。

8. 168例目に関連した検査として、昨日は3人の
検査を実施しており、陽性者はこの患者さん1人、
陰性者が2人でありました。

昨日までのところで、168例目に関連した検査
として456人を検査しております。

168例目を含め、「エッグ・ジョイ出雲ドーム店」
の関連として、13人(168例目、利用者10人、
陽性者の接触者2人)の感染症患者が確認されてお
ります。

【現時点での行動歴】

9. 出雲保健所においては、感染拡大防止のため、昨
日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を
行っており、現時点で把握できた行動歴等について
説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供いたします。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動＞

10. 発症日の2日前以降の患者さんの行動についてであります。

この間は、患者さんから他の方に感染する可能性がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者を確認するための調査であります。

11. この患者さんについては、発症日の20日（日）の2日前である18日（金）以降についてであります。

① 16日（水）に検査を受けられた以降は、自宅で過ごしておられ、日常生活での接触はありますが、接触された方は特定できております。

② 出雲保健所では、同店を利用された方で検査結果が陰性であった方については、同店の最終利用日から14日の健康観察をお願いしております。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の14日前の行動＞

12. 次に、発症日の20日（日）の14日前までの行動について、把握した情報について、ご説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものであります。

① 患者さんは、この14日前までの間にかけて、複数回、同店を利用されておられます。

なお、12日（土）以降は、同店は営業しておられませんので、11日（金）以前での利用であります。

また、同店の利用にあたっては、マスクの着用や手指消毒の徹底などの感染対策を実施して利用されています。

② 患者さんは、この間に、県外との往来や県外の方との接触はありません。

③ 現在、行動歴の詳細については、調査を進めております。

＜県からの検査等の呼びかけ＞

13. 168例目の患者さんが「エッグ・ジョイ出雲ドーム店」に行っておられた7日（月）から11日（金）にかけて同店を利用された方で、症状がある

方や、感染に不安がある方は、まずは、健康相談コールセンターにご連絡いただくよう、改めて、お願い申し上げます。

その上で、保健所が相談をお受けし、必要に応じて、PCR検査などの検査を実施いたします。

＜県の対応等＞

14. 県としましては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極的に行うとともに、接触があった方については、幅広くPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大の防止に努めてまいります。

【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】

15. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いしておりますとおり、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。
16. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が広がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。
17. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するため

に、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、お願い申し上げます。

18. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

19. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

20. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

21. また、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるなか、県内でも、感染者の発生が続いて

おります。

22. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、

引き続き、

- ①「三つの密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「マスクの着用」
- ④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。